

令和 5 年 5 月 28 日
AMUSE 規程第 7 号

改定 令和 6 年 5 月 26 日
改定 令和 6 年 8 月 28 日

外科育成事業費使用に対する規程

第 1 条 【助成対象者】

学内外の AMUSE 個人会員

※学外会員で所属施設からの助成がある場合は、それを優先させること

第 2 条 【助成対象及び金額】

- ① 手術支援ロボット資格取得に関する費用への助成
(上限は術者 5 万、助手資格取得者 1.5 万とする。)
 - ・術者ならびに助手資格取得に対する講習受講料
 - ・取得に関する手術見学費用の助成

- ② 外科専門医管理等に関する経費負担

年間 10 万円程度

※資格取得に関する講座内の取りまとめ、申請にかかる郵送費など。

- ③ ダヴィンチ手術プロクター招聘時謝金

第 3 条 【支給申請及び精算方法】

- ① 支給までの流れ

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付し AMUSE 事務局宛に提出する。

- ② 精算方法

助成対象経費に係る領収書、または請求書を AMUSE 事務局に郵送、または直接に提出すること。

第 4 条 【助成金の支給】

領収書を確認後、助成金を申請書に記載の指定された金融機関口座へ振り込みの方法により支給する。請求書の場合、検印が済み次第請求先への振込みを行う。

附則

1. この規程は、令和 5 年 5 月 28 日より適用する。
2. 改定後の規程は、令和 6 年 5 月 26 日から施行する。
3. 改定後の規程は、令和 6 年 8 月 28 日から施行する。